

事務連絡
平成25年6月14日

各都道府県 企業立地担当部長 殿

経済産業省経済産業政策局
地域経済産業グループ 立地環境整備課長

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律に基づく基本計画の同意に係る手続の取り扱いについて

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第5条第1項に基づき都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）が作成する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）については、手続の段階や同意を行う時期により提出書類等の取り扱いが異なる場合があり、一部の都道府県等で混乱がみられたため、今後は下記のとおり整理し、統一的に取り扱うこととしますので、内容をご確認ください。よろしくお願いいたします。

なお、貴団体管轄区域内の市区町村に対しては、貴職からこの旨周知を図られるよう併せてお願いいたします。

記

1. 事前審査・事前協議

（1）事前審査・事前協議の目的

事前審査・事前協議とは、基本計画の法定協議に先立ち、申請者である都道府県等の希望する期日（原則、各月の1日付け）に同意がされるよう、事前に都道府県等から提出された基本計画の案文等の所要の書類について、経済産業省において確認し、各関係省庁と協議することをいう。

事前審査・事前協議は、都道府県等の判断により任意で受けられるものであるが、法定協議において書類の不備等により希望する期日に同意がなされず、立地企業が課税の特例などの各種支援策を受けられなくなるなどの不利益が生じないようにするため、その実施を推奨しているものである。

(2) 事前審査・事前協議の実施方法

都道府県等は、事前審査・事前協議の実施に当っては、同意を希望する日の3ヶ月前までに区域を管轄する経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に連絡する。経済産業省は速やかに経済産業局を経由して同意に係るスケジュールの目処を都道府県等に提示し、そのスケジュールに則って事前審査・事前協議の実施を希望する案件について、基本計画の案文等所要の書類が提出されたことを確認の上、事前審査・事前協議を開始することを原則とする。

事前審査・事前協議に係る提出書類は別紙のとおりとし、その提出は原則電子媒体によるものとする。ただし、大量の事前審査・事前協議が一時期に集中する場合は、経済産業省から都道府県等に対し、紙媒体による提出を依頼することもあるので協力をお願いしたい。

事前審査では、経済産業省との間で提出書類の形式上の確認を行い、必要に応じて修正を求める。また、事前協議では、各関係省庁（経済産業省を含む。）との間で提出書類の内容を確認し、必要に応じて内容を照会し修正を求めることもあり得る。これまでの事例では、事前協議で2～3往復以上やりとりが行われる場合もみられている。

事前審査・事前協議の手続は、経済産業省から都道府県等に対して行う事前協議終了の連絡をもって終了となる。

2. 法定協議

(1) 事前審査・事前協議を経していない場合の手続・留意点

- ・希望する同意期日の30日前に、各地域の経済産業局等を経由して案件を登録の上、所要の書類を経済産業省へ提出して、法定協議を実施するものとする。
- ・法定協議に係る提出書類は別紙のとおりとする。
- ・法定協議が整えば同意に係る施行手続を経て手続きは終了する。
- ・同意文書については、施行後速やかに経済産業局等を経由して申請者に送付する。
- ・法定協議の期間中に協議手続が完了しない場合は、希望する期日に同意されないこととなるので留意が必要である。

(2) 事前審査・事前協議を経た場合の手續・留意点

- ・希望する同意期日の概ね3週間前までに、所要の書類を各地域の経済産業局等を経由して経済産業省へ提出する。
- ・法定協議に係る提出書類は別紙のとおりとする。

- ・関係省庁において、事前協議時と内容に変更がないことを確認の上、同意に係る施行手續を経て手續は終了する。
- ・同意文書については、施行後速やかに申請者に送付する。
- ・なお、事前審査・事前協議終了後に変更された内容については、法定協議における意見対象となり、改めてその確認を行うのに時間を要することとなるので、留意が必要である。

以上、原則的な基本計画の同意手續の進め方であるが、大量の同意手續が一時期に集中する場合や緊急の場合等においては、原則によらず進めることもあり得る。そうした場合は、経済産業省からスケジュール等を提示するので、協力をお願いしたい。

(別紙)

企業立地促進法に基づく基本計画の同意手続に係る提出書類等について

1. 事前審査・事前協議時の提出書類

(1) 新規計画

提出書類	提出方法・部数等
1. 協議書鑑案	電子媒体
2. 基本計画本文案	
3. 除外する区域も明示した集積区域図	
4. 重点促進区域地番表（設定する場合で、別添とする場合）	
5. 重点促進区域図（設定する場合）	
6. 指定集積業種の製品等の内容例一覧表	
7. 目標設定の考え方の説明資料	
8. 現行基本計画の評価と見直しの説明資料（現行基本計画を更新して新規計画を作成する場合）	

1～5は法令に基づく提出書類。6～8は説明参考資料。

(2) 変更計画

提出書類	提出方法・部数等
1. 協議書鑑案	電子媒体
2. 変更内容の新旧対照表案	
3. 除外する区域も明示した集積区域図（変更がある場合のみ）	
4. 重点促進区域図（変更に係る分のみ）	
5. 変更溶け込み基本計画本文案（変更がなければ各種図面は省略可）	

1、2は法令に基づく提出書類。3～5は説明参考資料。

2. 法定協議時の提出書類

(1) 新規計画

提出書類	提出方法・部数等
1. 協議書鑑	主務大臣数につき 正本、副本各1部 及び電子媒体
2. 基本計画本文案	
3. 除外する区域も明示した集積区域図	
4. 重点促進区域地番表（設定する場合で、別添とする場合）	
5. 重点促進区域図（設定する場合）	
6. 指定集積業種の製品等の内容例一覧表	電子媒体
7. 目標設定の考え方の説明資料	
8. 現行基本計画の評価と見直しの説明資料（現行基本計画を更新して新規計画を作成する場合）	
9. 基本計画の概要図	

1～5は法令に基づく提出書類。6～8は説明参考資料。9はPR用資料。

(2) 変更計画

提出書類	提出方法・部数等
1. 協議書鑑	主務大臣数につき 正本、副本各1部 及び電子媒体
2. 変更内容の新旧対照表案	
3. 除外する区域も明示した集積区域図（変更がある場合のみ）	電子媒体
4. 重点促進区域図（変更に係る分のみ）	
5. 変更溶け込み基本計画本文案（変更がなければ各種図面は省略可）	
6. 基本計画の概要図	

1、2は法令に基づく提出書類。3～5は説明参考資料。6はPR用資料。

3. その他留意事項

- (1) 次の業種については、基本計画に係る主務大臣の確認のため、指定集積業種にその業種を含むのか除くのかを、「5 集積として指定する業種」において、日本標準産業分類上の業種名に括弧書きで明記すること。

- ・「102 酒類製造業」
- ・「105 たばこ製造業」
- ・「1624 塩製造業」
- ・「312 鉄道車両・同部品製造業」
- ・「313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業」
- ・「3719 その他の固定電気通信業」のうちIDC（インターネット・データセンター）業（注：単なるデータセンターやコールセンターは業種分類が明確になっていないので区別すること。）

※業種の頭の数値は日本標準産業分類における小・細分類コード

- (2) (1) の実施に伴い、従来の説明参考資料のうち、集積区域内の酒類製造業者名簿の提出については不要とする。